

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第1回武蔵村山市介護保険運営協議会		
開 催 日 時	平成22年6月3日（木） 17時 ～18時45分		
開 催 場 所	市民総合センター3階 中会議室		
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：石橋副会長、藤田委員、山口委員、清水委員、笹本委員、柳川委員、崎田委員、山部委員 高齡福祉課長、管理グループ主査 欠席者：佐野会長、加園委員、石川委員 傍聴者：なし		
議 題	報告事項1	平成21年度第3回介護保険運営協議会会議結果について	
	協議事項1	介護保険料の市単独減免制度について	
	協議事項2	公募型介護予防事業について	
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	協議事項1	介護保険料の市単独減免制度について	継続審議
	協議事項2	公募型介護予防事業について	承認
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	事 務 局	連絡事項	
		開会	
	報告事項1	平成21年度第3回介護保険運営協議会会議結果について	
	事 務 局	説明	
	副 会 長	質問はあるか。	
	委 員	なし	
	報告事項2	その他について	
	事 務 局	武蔵村山市介護基盤緊急整備等特別対策事業応募要項（案）について説明	
	副 会 長	質問はあるか。	
	委 員	うちも一部ユニットであるが、家賃等を借金の返済に充てている事業所もあると思うので、家賃や光熱水費等が今までどおりもらえるのかははっきりしていただきたい。	
	事 務 局	そのことが今回の応募にどのように影響するかわからないが、ユニットだと、利用者の個人負担額が月額15万円くらいになり、低所得者が利用しにくい。 今回うちが応募するのは、一部ユニットを考えているが、国が正式に省令を改正すると、従来の多床室の単価しかもらえなくなり、経営はさらに厳しくなる。そうなると多床室についての考えを改めなければならず、全部ユニットになる可能性もある。	
	委 員	たまゆらの火災の件があつて、生活保護者も含めて、収容施設として何とか需要をまかなってきたというのが現実であ	

		<p>る。実際は低所得者では特養等の施設を利用するのは難しい状況にある。そこで個室の面積を小さくして、月15から17万くらいかかるところを、10万円くらいに収まるようにしてしまおうという制度である。4畳半くらいの広さか。</p>
事務局	委員	<p>8畳が6畳になるイメージである。</p>
事務局	委員	<p>居室の条件として、トイレ、流し、ベッド、テーブルが必要であり、寝たきりの人の介助等スペースが確保できるのか疑問である。</p>
副会長	委員	<p>ほかに質問はあるか。</p>
事務局	委員	<p>国がユニット型にこだわる理由は何か。</p>
事務局	委員	<p>プライバシーに配慮したもので、つい最近までユニット以外の建設を認めていなかった。しかし、先ほど話のあったたまゆらの事件以来、一部多床室について認めるようになっていた。5月31日の課長会で東京都は、3割程度の多床室は認めると言っていた。</p>
事務局	委員	<p>利用者の負担を小さくするために、部屋を小さくしているのか。</p>
事務局	委員	<p>負担を小さくするのと造りやすくなる。</p>
事務局	委員	<p>部屋を小さくして負担を少なくしても、生保の人は生活扶助をきられてしまうので入れない。施設が増えても、低所得の人は入れないという現実がある。</p>
事務局	委員	<p>ユニットには生活保護の人は入れない。</p>
事務局	委員	<p>社会保障を受けているから個室は無理ということか。</p>
事務局	委員	<p>生活保護側の理由みただが、生活保護を受けていなくても、年金収入だけで月15万円の利用負担を支払える人は少ない。</p>
事務局	委員	<p>利用者負担が少なくなっても、生活扶助をきられてしまうので入れない。</p>
事務局	委員	<p>多床室だと7万円くらいになる。</p>
事務局	委員	<p>多床室のいいところは、生保受給者でも、年金収入がなくても入れる。</p>
事務局	委員	<p>一部多床室で応募をかけても、応募があるか不安である。</p>
事務局	委員	<p>国は、介護保険法上の3施設と有料老人ホームすべて一律に考えているが、個人的には、特養は低所得者のみに限定し、多床室とし、高所得者は有料老人ホームへ行ってもらった方がいいと思う。</p>
事務局	委員	<p>もともと食費及び居住費相当分が込みであった平成17年度以前はそういう考えだったのだろう。</p>
事務局	委員	<p>有料老人ホームも昔は多額の一時金や高い家賃が必要であったが、最近は一時金をとらないところもあるし、特養と差がなくなってきた。</p>
事務局	委員	<p>有料老人ホームでも月20万円くらいのところもある。これは30年勤めるとだいたい年金が20万円くらいになるのでそれにあわせている。</p>
事務局	委員	<p>ちなみに、今回募集をかける小規模特養は都内に3か所である。八王子と都内2か所である。</p>
事務局	委員	<p>国分寺になかったか。</p>
事務局	委員	<p>それでは、多摩地区2か所で都内1か所だと思う。</p>
事務局	委員	<p>八王子には一度見学にいったが、要介護度に関係なく月額20万円程度である。ほぼ有料老人ホームと変わらない。</p>

副会長	弱者の切捨てにならないか。
委員	人権には配慮して、弱者には配慮しないということか
事務局	人権に配慮しすぎると、入れない人が増えてしまう。
委員	特養にはテリトリーがあると思う。地域の生活レベルによって考えるべきではないか。
事務局	いずれにしても7月に公募をかけて、事業者が決まったらこの会で審議してもらおう。
委員	やりたいという事業所はあるのか。
事務局	まだ、正式に募集していない。
委員	選定基準というのはあるのか。
事務局	現在作成中である。
委員	どのような施設を公募するのか。
事務局	小規模特養2施設でグループホームと認知デイが併設になる。あと、小規模老健と北部包括である。
委員	有料老人ホームは、この計画には関係ないのか。
事務局	有料老人ホームも介護保険施設なので計画にはのせるが、指定は東京都になる。計画にのっていないければ、その旨意見を出す、東京都は圏域で定数を定めているので、当市に余裕がなくても隣の市に余裕があれば指定してしまう。市内4か所のうち3か所は計画にはないが指定された。
委員	うちの近くの病院跡地にもそのような施設がある。
事務局	3か所のうちの1か所である。残りの1か所は介護保険法上ではない有料老人ホームである。
委員	計画には関係のない施設か。
事務局	介護保険法上の施設は計画どおりである。
委員	1か所は違うということか。
事務局	高齢者の支援を、外部の事業所がきてやっているというイメージである。
委員	高専賃に近い施設である。
事務局	外部の事業所も施設内に事業所を設置しているので、実態はほとんど変わらない。
委員	今日結論を出すのか。
事務局	あくまでも案なので、ほかに意見等があれば連絡をほしい。
委員	基本的に小規模単体での運営は非常に難しい。グループホームについては、生保の方以外は入らないと思う。認知デイも単価が高いため難しい。さらに土地の取得まで入れると、非常に難しい条件であるが、どのように考えるか。
事務局	応募期間の間に土地を取得することは難しいと思う。
委員	土地を指定しなければ無理ではないか。
事務局	もともと持っている土地に建てるか、賃貸になると思う。公共用地も含めて検討中である。
委員	公募ではなく、市主導でいかなければ無利ではないか。
事務局	土地に関しては難しいと思う。
委員	組み合わせがこれだけだと難しいと思う。
事務局	整備の補助の対象はこの組み合わせだが、整備補助はつかないが、別の事業を追加することは可能である。
副会長	ほかに質問はあるか。
委員	なし
協議事項1	介護保険料の市単独減免制度について

事務局	説明
委員	立川と国立が減免していないのか。
事務局	市単独減免は行っていない。
委員	減免をするのではなく、介護保険外でカバーすることはできないか。
事務局	厳しすぎてもいけないし、緩すぎてもいけないので難しい。先ほど、70歳ひとり暮らしの例をあげたが、これで計算すると第1段階から第4段階までの人がほぼ全員該当してしまう。ただし、申請主義で、去年は66人が申請した。
委員	対象者がこのことを知って、全員申請したらどうなるか。
事務局	制度に関しての周知は、介護保険料納入通知書に同封しているので、知らないということは、それを見ていないということだと思う。フローチャート式の見やすいものを同封している。
委員	申請していない人が結構いるということは見えていないのだろうか。理解していないのだろうか。
事務局	減免の分は、減免をしていない人の分で補うことになっているので不公平感がある。
委員	制度を廃止したいということか。
事務局	そういうことではない。
委員	20年度の制度変更はどのような変更をしたのか。
事務局	20年度以前は、対象段階が1段階と3段階のみで、要件もかなり厳しく、申請できる人がほとんどいなかった。そこで、前運営協議会で審議をした結果、今の制度に変更した。ちなみに、収入要件の生保基準の1.5倍については、国民健康保険税の減免制度と同様の基準にしたためと思われる。
委員	国の3原則とは。
事務局	守っていない自治体もあるようである。法律で決まっているわけではないので罰則もない。基本的には守ってくださいというスタンスである。
委員	介護保険財源は介護保険だけでロックし、一般財源は入れない。ただし、本市もヘルパーの減免は一般財源である。
事務局	経過措置として、低所得者を対象に時限的に実施している。
委員	立川と国立以外にも実施していない市はあるか。
事務局	ほとんどの市がやっている。
委員	預貯金要件の金額が高いように思うが。
事務局	社福減免や障害者の制度でも同じ基準を使っている。350万円の根拠は良く分からないが、マル優からきているのではないか。
委員	自分の家に住んでいる場合、どんなに大きい家でもいいのか。
事務局	現在の制度であれば大丈夫である。
副会長	ほかに質問はあるか。
事務局	預貯金については、通帳をどのくらい持っているのかは調べられないので、基本的に、年金が振り込まれている通帳だけで判断している。
副会長	たんす預金は分からないということか。
事務局	分からない。
委員	固定資産税は見るのか。
事務局	見ていない。

委員	有価証券などは分からないか。
事務局	まったく分からない。土地や家屋については、本人の同意があれば調べることは可能である。
委員	不公平である。
事務局	範囲を狭くするとか、制度を廃止するというのではなく、払っている人からみて、不公平にならないように制度を見直したい。減免した額については、計画で予測したとおりでびっくりしている。
委員	所得隠し等をした場合、それが分かるか。
事務局	所得については調べられる。
委員	20年度から減免額が増えているが、問題になっていないか。
事務局	70万円の減額が、一人当たりどのくらいの負担になるかという、年間の保険給付費30億のうちの70万なので、ほとんど影響がないと思う。
委員	申請主義ということは、理解できず申請していない人が大勢いるということか。補佐してくれる人がいれば申請できるが、そういう人がいなければ申請できず、不公平であると思う。申請する人は、毎年、申請するのではないか。
事務局	そのとおりである。
委員	どこまで知らせるかというのもあるが、事業所によっては、知らせるところと、知らせないところが出てきて不公平である。
事務局	ひとり暮らしで、多少認知症があるが、サービスを使っていないので、支援してくれる人がいない場合だと思うが、そういう人は、このことだけが問題ではなく、すべてのことが問題となっており、難しい問題だと思う。
委員	お知らせがきても理解できないのではないか。
事務局	分かりやすいものになっている。
副会長	団地の高齢者には、介護を受けていないと通知がいっぱい積んである。字が読めないという人もいる。行政用語は分かりづらい。
委員	ケアマネが預貯金について聞くことはできない。
副会長	生保を受けている人が、たんすの中からごそっと出てきたこともある。
事務局	600万円返還した人がいる。
委員	本当に心配な老人には、民生委員の方もいるので期待ができると思う。全員に周知することは難しいと思うが、地域の特性を生かして本当に必要な老人には何とかしてほしい。
事務局	高齢者人口は1万4千人おり、状況は大都市とそれほど変わらない。すべてをフォローは無理である。
委員	そのために民生委員を育てているので、そういう期待はある。
事務局	もちろん民生委員の方や地域包括支援センター、高齢福祉課が協力して、高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯で気になる人についてはフォローアップしているが、完璧ではないと思う。ただ、民生委員の方の中には、ほぼ無報酬で非常によく協力してくれる方もいる。
副会長	本当に心配な人のところへは、最低でも月に1回は訪問するようにしているが、詳しい内情までは聞くことができない。認知症の人が多くなっているため、ひとりでは中に入れない

		い。聞かれれば話すこともできるが、すべてのことを探るわけにはいかないのが現状である。
事務局委員		個人情報関係で難しい。 減免制度を知らない人がいるのも不公平だし、増えたら増えただ、減免を受けていない人の負担が増えてくるので、減免を受ける人が増えた方がいいのか、増えない方がいいのか難しいと思う。
事務局副会長		難しい問題であるので、本日結果を出さなくてもよい。 継続審議とする。
協議事項2		公募型介護予防事業について
事務局委員		説明 脳トレについては、一部で意味がないという意見がある。
事務局委員		19年度からやっているが、事業が終わった後に自主サークル作りを推奨しており、100人以上の方が7グループに分かれて活動している。
事務局委員		気分転換にはなっている。
事務局委員		一般高齢者施策として考えており、科学的に立証されたものでなくてもよい。参加したいと思える事業のアイデアをいただきたい。うちの方で考えているのは、「身体が喜ぶ飲み(酒)方食べ方」というのを考えている。
事務局委員		介護予防の事業としてやるのはどうか疑問もある。
事務局委員		市民総合センターの中庭で実施する予定である。
事務局委員		予算額15万円というのは5回分か。
事務局委員		5回分である。
事務局委員		アイデアを買うという姿勢が必要ではないか。
事務局委員		祖品を用意する。
事務局委員		全国に普及するようなアイデアが出てくるかもしれないのに、粗品だけではかわいそうではないか。
事務局委員		今回は初めてなので、好評であれば次年度以降は増額することも考えられる。
事務局委員		第1回目はいつごろになるか。
事務局副会長		8月くらいで考えている。
事務局副会長		ここに書いてあるのは講師の目途がついているのか。
事務局委員		3回目だけである。
事務局委員		ウォーキングについても講師は決まっていないのか。
事務局副会長		昨年ウォーキング関係のリーダーを養成する研修を行っており、そのリーダーに行ってもらうことも可能である。
事務局副会長		距離はどのくらいか。
事務局委員		細かいことは決まっていない。公募のアイデアでよいものがたくさんくれば、ウォーキングについてはやめることもある。
事務局委員		料理についてはどうか。
事務局委員		「身体が喜ぶ飲み方(酒)食べ方」の時に、うどんを作って食べることも考えた。
事務局副会長		お父さんのためのうどん講座をやってもいいのでは。
事務局副会長		「おやじの料理教室」というのを何回かやっているのでは。
事務局副会長		介護予防とは別の事業として実施している。 だいたいこのようなことを考えており、公募のアイデアによっては変更もある。

	副 会 長 ほかに質問はあるか。 委 員 なし 副 会 長 資料のとおり承認する。 協議事項3 その他について 事 務 局 次回日程調整 副 会 長 次回は10月14日(木)17時30分とする。 変更のときはまた連絡をする。 終 了
--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： _____ 0人
-----------------	--	---------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等：)
------------------	--

庶務担当課	健康福祉部高齢福祉課 (内線：632)
-------	---------------------

(日本工業規格A列4番)